

独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則取扱要領

理事長裁定

制定	平成21年	4月	1日
一部改正	平成24年	12月	26日
一部改正	平成30年	6月	21日
一部改正	平成31年	3月	20日

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号。以下「受託研究実施規則」という。)第13条の規定に基づき、受託研究実施規則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受託料)

第2条 受託研究実施規則第5条第4項の受託料は、受託研究の困難度に応じた金額とする。

- 2 前項の金額は、次の各号に掲げる額を標準とする。ただし、委託者の資力に応じて、減額することができる。
- 一 困難度が普通の場合は、1月につき1万円
 - 二 困難度が高い場合は、1月につき2万円
 - 三 困難度が極めて高い場合は、1月につき3万円

附 則 (平成21年4月1日 制定)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日 一部改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日 一部改正)

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月20日 一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。